

伊東市 GIGA スクールガイドライン (令和4年1月)

伊東市教育委員会

伊東市立小中学校（以下、小中学校）での GIGA スクール構想に関連する学習用タブレット端末、アカウント、セキュリティなどについて、適切な運用が図られるようガイドライン及び資料を示す。各校は、このガイドラインに従い GIGA スクールを推進していくこと。

なお、学習用タブレット端末を持ち帰る場合についても、このガイドラインで定めている。今後、小中学校に通う児童生徒の各家庭における通信環境の状況を確認しながら、この取組についても推進を図っていく。

1 本ガイドラインの目的

ICT を有効に活用することで、主体的・対話的で深い学びを推進し、全ての児童生徒に情報活用能力を含む義務教育段階で育むべき資質・能力を身に付けられるよう、GIGA スクール構想の推進に伴い学校に整備した Chromebook（以下、学習用タブレット端末）に関わる要素についてのガイドラインを設ける。

2 学習端末の管理の責務について

- ・児童生徒及び保護者は学習用タブレット端末の管理について次のことに注意する。
 - ①使用の際には故障、破損、紛失、盗難に十分に気をつけること。例えば、落下を想定して置く場所を考える、飲料をそばに置かない、学習用タブレット端末を折り畳む際には画面とキーボードの間にもものを挟まない、などに留意する。
 - ②校内での移動、もしくは学校と家庭の行き帰りの道中に使用したり、置き忘れたりしないよう、十分に気をつける。
 - ③登下校中は、学習用タブレット端末をランドセル、カバンの中に入れ持ち運ぶ。そのときに、教科書等がクッションとなるように挟むようにする。
 - ④学習での利用も含め、学習用タブレット端末の運用でわからないことがあったら学校に連絡する。
 - ⑤家庭での学習用タブレット端末の運用には、各家庭のネットワーク環境を利用し、通信料は各家庭で負担する。
 - ⑥故障、破損、紛失、盗難の際には、速やかに学校の教員に連絡する。
 - ⑦使用中の故障については学校が本体の交換を行うが、故意の破損、本項①から⑤を遵守しないなど、明らかな使用上の不注意による故障や破損、児童生徒のアカウント以外でのログインを試みるなどが原因による動作不良については、保護者が弁償する。

3 アカウントの管理および設定について

- ・児童生徒のアカウント情報は、むやみに第三者に知らせることのないようにする。
- ・児童生徒のアカウント内の学習履歴等の情報は、児童生徒の人権やプライバシーを尊重し、発達段階を考慮したうえで、保護者であっても緊急時等を除いて自由に閲覧しないよう留意する。
- ・児童生徒のアカウントを使用し、学習用タブレット端末以外のスマートフォンやパソコンなどの情報端末からログインをしない。

4 教育委員会と学校の端末の情報セキュリティの確保について

(1) 教育委員会

- ・外部からの攻撃による個人情報漏洩防止を目的として、本市において学習用タブレット端末の通信記録、Web アクセスの履歴を調査・確認することがある。

(2) 学校

- ・ポリシーを遵守し、セキュリティを確保した運用を行う。
- ・児童生徒に、発達の段階に応じた情報セキュリティ・モラルに関する指導を行う。
- ・学習用タブレット端末の持ち帰りに関わるルールを作成する。